

## 申請に対する処分

処分名	給水契約の申込み
根拠法令	奄美市給水条例第 1 3 条
所管課	水道課

### 1 審査基準

申請を行うことができる人又は団体

奄美市から給水を受ける人又は団体

申請の方法

新規を除き電話でも可，新規は別紙指定工事店を通して申請

許認可等の要件

非常災害，水道設備の損傷，公益上その他やむを得ない事情並びに法令及びこの条例の規程による場合のほか，制限又は停止することはない。

制限及び停止する場合

- ・ 給水装置が基準に適合しないとき。
- ・ 料金又は工事費を納期限内に納付しないとき。

### 2 標準処理時間

30日（新規） 1日（再開）